

議 長 日程第3「議案第1号松田町印鑑条例の一部を改正する条例」。  
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第1号松田町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。  
提案理由。印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、議案第1号松田町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国が印鑑登録証明事務処理要領で、印鑑の登録を受けることができない者から成年被後見人を削除し、意思能力を有しない者を加える改正を行いました。また、外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民につきましても、印鑑の登録ができることを受け、本町でも同様の措置を講じるため、印鑑条例の所要の改正をする必要が生じたため、提案するものでございます。なお、あわせ文言の改正も行っておりますので、よろしくお願ひします。

詳細につきましては、議案第1号参考資料、松田町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明させていただきます。3枚おめくりください。左が改正案、右が現行でございます。第2条登録資格に関する規定でございますが、第2条第1項は文言の整理による改正でございます。第2項第2号で、成年被後見人につきましては、印鑑の登録を受けられないとされておりましたが、今回の改正により、当該成年被後見人御本人が窓口に来庁され、かつ法定代理人が同行している場合に限って、意思能力を有すると判断し、申請が可能となったことにより、成年被後見人を意思能力を有しない者と改めます。

次に、第5条、印鑑の登録に関する規定でございますが、1ページ下段から2ページ目中段の第3号は氏名に関する規定として、前段では文言の整理として住民票の調製方法により、記載と記録の違いの規定でございます。後段では、外国住民のうち非漢字圏の外国住民の場合、住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記、またその一部を組み合わせたもので表された印鑑により登

録を受ける場合には、当該カタカナ氏名とするものでございます。

次の第6条、印鑑の登録の拒否に関する規定でございますが、第2項に例外規定として、外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民であっても、住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたもので表された印鑑であれば登録ができるというものを追加するものでございます。

次に、第12条、印鑑登録抹消に関する規定ですが、3ページをごらんください。第5号において、氏名、氏または名に変更があった場合のものとして、旧氏、外国人住民の場合は通称名または氏名のカタカナ表記を含むものとするものでございます。

最後に、議案本文の2ページをごらんください。附則でございます。施行期日につきましては公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第1号松田町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。